

令和6年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議 議事録

日時 令和7年2月4日（火）午後2時から午後4時

場所 豊田市福祉センター介護予防室 他一部 ZOOM を活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】川上明子（愛知県司法書士会）、【副会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、榎本康宏（豊田加茂医師会）、杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、工藤明人（愛知県社会福祉士会）、

欠席者（委員）※敬称略

古巣道明（豊田消費生活センター）

オブザーバー ※敬称略

平井順也（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）、野村奈都子（同裁判所書記官）

事務局（豊田市、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 令和6年度の協議会の進め方について

3 議事

（1）豊田市成年後見利用促進計画における令和6年度取組実績見込みについて（報告）

（2）成年後見制度に関するアンケート調査結果について（報告）

（3）令和7年度豊田市成年後見支援センター事業計画（案）について（協議）

（4）次年度の協議会について（報告）

議事録（要旨）○：委員発言、→：事務局発言

（1）豊田市成年後見利用促進計画における令和6年度取組実績見込みについて（報告）

（事務局より説明）

○：P7にある市民後見人は1人あたり何件受任しているのか。

→：現在は1人1件。しかし、今後は市民後見人に確認をしつつ、受任件数を増やすことも検討していく。

○：愛知県も市民後見人養成講座を開始したが、県の講座を受けて市のバンク登録も可能か。

→：市の講座受講しなければ、登録は不可。

○：意思決定支援事業の課題（P17）で、金融機関の引き出しの内容が含まれているが、意思決定支援の理解が深まればいいのか、代理権がないと厳しいのか。

→：代理権がないと厳しいと思われる。

- ：各所属が行っている意思決定支援（P18）の中で障がいの北部ブロックの研修は、基礎・日常・実践で日程を分けているのか。
- ：基礎・日常・実践と理解が深まるように継続した研修内容となっている。
- ：P21の専門職フェローによる虐待のケース会議の進捗報告等について、フェローが複数人いると、フェローごとに助言が変わってしまうことがないか。
- ：緊急時は他のフェローに助言を求めることもあるが、基本的には課内の担当とフェローをペア付けしている。
- ：フェローによる勉強会の対象者はどのような人か。
- ：現在は重層関係者のみの周知となっているが、今後内容によっては、病院関係者や各関係機関等にも周知を検討している。
- ：意思決定支援の次年度の取組（P17）にある、意識の浸透とはどのように図るか具体的な案があれば示してほしい。
- ：施設と本人の第三者として、介護であれば介護サービス相談員がおり、障がい分野はだれになるか。そのあたりを対象として意思決定の重要性を周知したい。
- ：そのような取組をする場合は、協議の場を作っていくのか。
- ：市としてまだそこまで具体的に検討は進んでいないが、それぞれの立場から意見をいただく機会は必要だと思っている。
- ：世話をする、される関係ではなく、対等である立場である必要がある。事業所に気付いてもらう仕組みは行政が作る必要があると思うが、横連携は事業所同士のできるので利用してほしい。そういう意味で市と事業所などが話し合っただけで共有する場が必要だと思う。
- ：前述の阪田委員の質問に対して、市も取組が定まっていないというような議論がこの場のある意義だと感じる。それを前提に、意思決定支援事業の金銭管理の部分で課題は分かったが、何か取組の案はあるのか。
- ：特に案はないが、先進自治体の大川市に視察に行く予定。
- ：消費生活センターのつなぎフローについて、弁護士の中にも消費生活部会がある。弁護士に限らず、フロー作成時に各専門職とも連携ができるとたらい回しにならないようなフローが作れると思う。

（２）成年後見に関するアンケート調査結果について（報告）

（事務局より説明）

- ：認知度については、意外と高いと感じた。他自治体など豊田市との比較対象があるとわかりやすい。
- ：感覚的には他自治体に比べて高いと思う。権利擁護シンポジウム等周知の効果だと思っている。
- ：市民アンケートの対象者はどのような属性か。
- ：全市民の中から無作為に抽出されている。速報値のため、今後整理して報告する。
- ：アンケート結果の要因等深掘りができるといい。

(3) 豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について(協議)

(事務局より説明)

- ：身寄りのない方への支援について、いつからどのような取組を開始するのか医療機関にもチラシ等で周知してほしい。
- ：権利擁護支援事業や身寄りのない方の支援事業のチラシやパンフレットの作成を予定しており、各支援機関の会議等で周知を図り、事業実施していく。
- ：チーム自立支援業務について、センターが関わらなかったケースの後見人等の支援はどのようにしているか。
- ：センターを通していないケースにおいても、相談があれば会議を開催している。
- ：身寄りのない支援事業について、何か問題が起こったときの支援というよりも、それ以前の支援体制などを充実させることが重要でそのあたりの啓蒙活動をする必要があると思う。
- ：身寄りのない支援としてコーディネート業務をするだけでなく、各機関と連携して周知していくことも必要。その一つが市のレシピ集だと思っている。

(4) 令和7年度の協議会について(報告)

(事務局より説明)

- ：来年度、地域福祉計画の策定があるが、一緒に話し合いをするのか。
- ：成年後見利用促進計画が地域福祉計画に包含されることから、本協議会で出た意見を合同会議にあげる予定。松山委員が合同会議策定の委員にもなっている。
- ：大きな課題として後見人の担い手不足がある。市民後見人の数は増えてはいるが、法人受任件数は増加傾向にある。持続性を意識すると今後かなり厳しいと思うため、そのあたりも、計画に盛り込んで検討していく必要があると思う。
- ：今後も後見人が必要になっていることを考えると、担い手不足も大きな課題であると認識している。安定した方の受任ケースだけでなく、専門職の方に受任してもらう必要があるケースも増加している。引き続き、連携して改善策を検討していきたい。
- ：後見人を増やすことは簡単ではない。担い手不足について地域として考えていくことが必要だが、行政として対策など考えはあるか。
- ：地域福祉計画の中には、広い意味での地域福祉や担い手不足も課題となっている。成年後見人に関することも含めて、担い手不足に関することをご意見いただきながら検討していきたい。
- ：身寄りのない方の支援に関して、ひとり暮らし登録者など包括の訪問などをうまく活用できるとより周知ができると思う。
- ：地域福祉計画の策定に向けて、身寄りのない方の支援に関するワークショップも実施した。そのあとの報告やまとめた報告も含めてまた情報共有していく。

【感想】

- ：後見人の担い手不足は西三河地域における課題と認識している。その中でも豊田市は市民後見人の養成講座や社会福祉連携推進法人など先進的な活動をしているため、多市町村にも展開してほしい。